○総務省令第　　号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第百二条の十九第一項の規定に基づき、電波法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和　　年　　月　　日

総務大臣　藤井比早之

電波法施行規則の一部を改正する省令

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
（相当数の無線局を開設している者） 第五十一条の九の二　法第百二条の十九第一項の相当数の無線局を開設している者として総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる者とする。 一　携帯電話事業者等（設備規則第三条第一号に規定する携帯無線通信を行う無線局であつて電気通信業務用基地局（法第六条第八項第二号に規定する電気通信業務用基地局をいう。以下この号において同じ。）の免許人又は設備規則第三条第十号に規定する広帯域移動無線アクセスシステムの無線局のうち二、五四五MHzを超え二、五七五MHz以下及び二、五九五MHzを超え二、六四五MHz以下の周波数の電波を使用するものであつて電気通信業務用基地局の免許人をいう。） 二　基幹放送局（第六条の四第二号、第五号及び第六号に掲げるものを除く。）の免許人	（相当数の無線局を開設している者） 第五十一条の九の二　法第百二条の十九第一項の相当数の無線局を開設している者として総務省令で定めるものは、携帯電話事業者等（設備規則第三条第一号に規定する携帯無線通信を行う無線局であつて電気通信業務用基地局（法第六条第八項第二号に規定する電気通信業務用基地局をいう。以下この条において同じ。）の免許人又は設備規則第三条第十号に規定する広帯域移動無線アクセスシステムの無線局のうち二、五四五MHzを超え二、五七五MHz以下及び二、五九五MHzを超え二、六四五MHz以下の周波数の電波を使用するものであつて電気通信業務用基地局の免許人をいう。）とする。 ［新設］
備考　表中の［］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附　則

この省令は、令和十年五月一日から施行する。